

障がい者週間 障がい者・高齢者 特別電話相談

大阪弁護士会
高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）運営委員会

大阪弁護士会では、平成25年12月の障がい者週間に、普段、高齢者・障がい者向けに行っている無料電話相談を増設し、特別電話相談を実施します。実施日は、**12月3日(火)から9日(月)**までの5日間（土日、祝日を除きます。）、**午後1時から午後4時**までです。

また、弁護士会館において行う来館相談（原則有料）も、相談日を増設します。実施日は、電話相談と同様です。

来館相談は、事前の予約が必要です。いったん電話でご相談いただき、必要があれば来館してご相談いただく事も可能です。まずは、お電話ください。

無料電話相談・来館予約電話番号

06 - 6364 - 1251

※電話相談には、別途通話料の負担がかかります。

※来館相談は、原則として相談料が必要な有料の法律相談です。相談料は、30分5,250円です。詳しくは、ひまわりのホームページ (<http://soudan.osakaben.or.jp/himawari/index.php>) もご覧ください。

※法テラスの資力基準を満たす場合は、来館相談料が無料になる場合があります。詳しくは、法テラスのホームページ (http://www.houterasu.or.jp/service/taimen_soudan/) もご覧ください。

※来館予約受付時間は、平日午前10時から午後4時（正午から午後1時を除く。）です。

☆相談内容の一例☆

成年後見（保佐・補助を含む法定後見・任意後見）・財産管理
精神保健（退院請求・処遇改善）

障がい者に対する虐待

障がい者の刑事弁護

・・・その他、障がい者からの一般相談（借金・家庭問題など）